

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清川秀人

さいたま市条例第67号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(入所者及び職員の健康診断) 第15条 [略] 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	(入所者及び職員の健康診断) 第15条 [略] 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
[略] 児童が通学する学校における健康診断	[略]
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 [略]

(設備の基準)

第25条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

3・4 [略]

(設備の基準)

第25条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」といふ。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

（さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年さいたま市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に對し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、學習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、學習指導を委託する一時保護施設にあっては學習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に對し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（<u>国家戦略特別区域法</u>（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、學習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、學習指導を委託する一時保護施設にあっては學習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
2～4 [略]	2～4 [略]

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の <u>10第1項各号</u> （幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の <u>10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育及び保育の内容) 第7条 [略] 2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(教育及び保育の内容) 第7条 [略]
3 前2項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、認定こども園に固有の事情として市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。	2 前項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、認定こども園に固有の事情として市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。
(園児及び職員の健康診断) 第16条 [略] 2 [略] 3 園長は、第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、園長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	(園児及び職員の健康診断) 第16条 [略] 2 [略] 3 園長は、第1項の規定にかかわらず、園児の入園前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が園児に対する入園時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、入園時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、園長は、園児の入園前の健康診断の結果を把握しなければならない。
園児の入園前の健康診断 園児に対する健康診査	園児に対する入園時の健康診断 入園時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
4 [略]	4 [略]
(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)	(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)
第20条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第10条、第12条、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ	第20条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

それ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	
第10条	[略]
[略]	

2 [略]

それ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第10条	[略]	
第11条	入所中の児童	園児
当該児童		
[略]		

2 [略]

(さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p><u>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、<u>第10条、第12条、第14条</u>（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>													
<p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>第10条</td><td>[略]</td></tr> </table>	第10条	[略]	<p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、<u>第10条から第12条まで、第14条</u>（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>第10条</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>第11条</td><td>入所中の児童</td><td>園児</td></tr> <tr> <td></td><td>当該児童</td><td>当該園児</td></tr> </table>	[略]		第10条	[略]	第11条	入所中の児童	園児		当該児童	当該園児
第10条	[略]												
[略]													
第10条	[略]												
第11条	入所中の児童	園児											
	当該児童	当該園児											

[略]	[略]
2 [略]	2 [略]

(さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 [略]

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。